

セキュリティ監視支援業務
民間競争入札実施要項
(案)

令和 5 年〇月

国立研究開発法人海洋研究開発機構

—目次—

1. 趣旨	1
2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	1
3. 実施期間に関する事項	3
4. 入札参加資格に関する事項	3
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	4
6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項	5
7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	6
8. 本業務の請負者に使用させることができる機構財産に関する事項	6
9. 請負者が機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき措置に関する事項	7
10. 請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項	12
11. 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	12
12. その他業務の実施に関し必要な事項	13

別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示

別紙2 業務フロー図

別紙3 組織図

別紙4 機密保持に関する念書

別添1 セキュリティ監視支援業務仕様書

1. 趣旨

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「業務ネットワーク機器等保守及びセキュリティ監視業務」のうち、「セキュリティ監視支援業務」（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めるものである。

2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

(1) 本業務の概要

本業務は、機構の情報セキュリティを維持するため、機構で運用しているセキュリティ対策機器である不正侵入防止装置（IPS）を用いて、24 時間 365 日のリアルタイムの有人による不正アクセス監視を行うものである。

(2) 本業務の内容

本業務を実施するにあたっては、別添 1 仕様書に定める事項の他、各装置のマニュアル、機器取扱説明書等を十分理解したうえ実施するものとし、請負者は予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法を定め、機構の確認を受けるものとする。本業務の内容は以下のとおり。

- ①不正侵入防止装置を用いたリアルタイムの 24 時間 365 日の有人監視
- ②セキュリティ対策の検知及び遮断ポリシーの能動的な見直し及び機構ネットワーク環境に対する最適化作業
- ③シグネチャの不正侵入防止装置への適用
- ④攻撃を検知した場合の機構担当者への通報
- ⑤月次監視報告書の作成

(3) 業務の引継ぎ

①現行実施業者からの引継ぎ

機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、現行請負者から業務の引継ぎを受けるものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要な経費は、現行請負者の負担となる。

②請負期間満了の際の引継ぎ

機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回実施業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

本業務の終了に伴い請負者が変更となる場合には、本業務を受注した請負者は、当該業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により、次回請負者に対し、引継ぎを行うものとする。

なお、その際の事務引継ぎに必要となる経費は、本業務を受注した請負者の負担となる。

(4) 確保されるべき対象業務の質

①業務の内容

「2. (2) 本業務の内容」に示す業務を適切に実施すること。詳細は、別添 1 仕様書のとおりとする。

②セキュリティ監視の稼働率

稼働率は、月ごとに 99%以上とし、以下の計算式により算出する。

稼働率 (%) = (1 - 1 か月の停止時間 ÷ 1 か月の稼働予定時間) × 100

※1 か月の稼働予定時間は計画停電等の機構側の事情による停止を除く

③セキュリティ上の重大障害の件数

本業務に起因する個人情報、施設等に関する情報その他の契約履行に際し知り得た情報漏えい等により、機構の業務に多大な支障が生じるようなセキュリティ上の重大障害の件数は 0 件であること。

④システム運用上の重大障害の件数

本業務に起因する長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、業務に多大な支障が生じるようなシステム運用上の重大障害の件数は 0 件であること。

(5) 契約の形態及び支払

①契約の形態は、請負契約とする。

②機構は、本契約に基づき請負者が実施する本業務について、「9. (1) ①報告等」に示す報告を受け、適正に実施されていることを確認した上で、適正な支払請求書を受領した日が属する月の翌月末までに代金を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象業務の質が達成されていないと認められる場合、又は達成できないおそれがある場合、機構は、確保されるべき対象業務の質の達成に必要な限りで、請負者に対して本業務の実施方法の改善を行うよう指示することができる。請負者は、当該指示を受けて業務の実施方法を改善し、業務改善報告書を速やかに機構に提出するものとする。業務改善報告書の提出から 1 か月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象業務の質が達成可能なものであると認められるまで、機構は代金の支払を行わないことができる。なお、代金は本業務のサービス提供に対して支払われるものであり、請負者が行う準備行為等に対して、請負者に発生した費用は、請負者の負担とする。

(6) 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、請負者の創意工夫を反映し、公共サービスの向上（包括的な質の向上、効率化の向上、経費の削減等）に努めるものとする。

請負者は、本業務の質を高めるため、創意工夫による改善提案を行うことができる。提案を受けて機構が適切と判断した場合は業務に反映すること。

(7) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、①～③に該当する場合には機構が負担し、それ以外の法令変更については請負者が負担する。

- ①本業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ②消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む）
- ③上記①及び②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む）

3. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおりとする。

令和6年（2024年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで（36か月）

4. 入札参加資格に関する事項

- ①法第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く）に該当する者でないこと。
- ②予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ③令和04・05・06年度の国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C及びDのいずれかの資格を有する者であること。競争参加資格審査を受けていない者は、開札の前までにその審査を受け、同資格を有することが認められていること。
- ④機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑥労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- ⑦調査研究や各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者をいう。）でないこと。
- ⑧調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業者の審査に関する業務を行うデジタル統括アドバイザー及びその支援スタッフ等の属する又は過去2年間に属していた事業者でないこと。または、デジタル統括アドバイザー等がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）でないこと。
- ⑨単独で本業務を行えない場合は、又は、単独で実施するより業務上の優位性があると判断する場合は、適正に業務を実施できる入札参加グループ（本業務の実施を目的に複数の事業者が組織体を構成し、本業務の入札に参加する者のことを指す。）を結成し、入札に参加することができる。その場合、入札書提出時までに入札参加グループを結成し、入札参加資格の全てを満たす者の中から代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、入札参加グループの構成員は上記①から⑧までの資格を満たす必要があり、他の入札参加グループの構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、入札参加グループの代表者及び構成員は、入札参加グループの結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作

成し、提出すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) スケジュール及び入札関係書類

①入札公告： 令和5年（2023年）10月中旬頃

②仕様説明会： 令和5年（2023年）11月上旬頃

仕様説明会の前日までに事前登録することにより参加可能とする。

③質問書受付期限：令和5年（2023年）11月上旬頃

イ 質問書

本業務を履行するに当たり、機構が示す仕様書に対して質疑等がある場合に提出する書類。なお、質疑がない場合でもその旨を記載して提出する。従来の当該業務の調達仕様書、提出書類、各サービスの設計書等については、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえた上、別紙4「機密保持に関する念書」へ署名し、遵守することで閲覧可能である。閲覧可能な期間は、入札公告開始日から質問書受付期限日までとする。

④開札及び落札予定者の決定：令和6年（2024年）1月中旬頃

イ 入札書

入札金額（契約期間内の全ての本業務に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額）記載した書類。

ロ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）

令和04・05・06年度の国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有していると認められる者であることを証明する審査結果通知書の写し。

ハ 委任状

代理人に委任したことを証明する書類。ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

ニ 参考見積書

契約期間内の本業務に対する人件費や一般管理費などの全ての費用について、できるだけ詳細な項目を設定した参考見積書。

ホ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（直近のもの）、4.⑥4(6)に該当する場合、社会保険料納入確認書等（直近のもの）。

ヘ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革法に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報。

ト 共同事業体による参加の場合は、共同事業体内部の役割分担について定めた協定書又はこれに類する書類。

チ 法第15条において準用する法第10条に該当する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類。 ※落札予定者のみ提出。

⑤契約締結：令和6年（2024年）1月下旬頃

6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に本業務を実施する者の決定に関する事項を示す。

(1) 評価方法

本業務を実施する者の決定は、最低価格落札方式によるものとする。

(2) 落札者の決定

- ①仕様書に示す全ての要求要件を満たし、かつ、入札価格が機構の予定価格の制限の範囲内で最も低い者を落札者とする。
- ②入札者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- ③落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合は、入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は機構の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合に該当すると機構が判断した場合は、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とする事ができる。
- ④落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ⑤落札者が決定したときは、速やかに落札者の名称、落札金額及び落札者の決定理由その他機構が必要と認めた事項を公表するものとする。
- ⑥上記③により落札者を決定する場合には別に書面で通知する。また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格）の提供を要請することができる。

(3) 落札決定の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、分任契約担当役経理部長が、正当な理由があると認めるときはこの限りでない。

- ①落札者が、分任契約担当役経理部長から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わない場合
- ②入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
落札後、入札者に内訳書を記載される場合がある。内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなすため、内訳金額の補正を求められた入札者は、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

(4) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合は又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、原則として、入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するとともに公表するものとする。

7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙1「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ①従来の実施に要した経費
- ②従来の実施に要した人員
- ③従来の実施に要した施設及び整備
- ④従来の実施における目標の達成の程度
- ⑤従来の実施方法等

(2) 資料の閲覧

7. (1) ⑤「従来の実施方法等」の詳細な情報は、民間競争入札に参加する予定の者から要望があった場合、所定の手続きを踏まえた上、別紙4「機密保持に関する念書」へ署名し、遵守することで閲覧可能とする。閲覧可能な期間は、入札公告開始日から質問書受付期限日までとする。

また、民間競争入札に参加する予定の者から追加の資料の開示について要望があった場合は、機構は法令及び機密性等に問題のない範囲で適切に対応できるよう努めるものとする。

8. 本業務の請負者に使用させることができる機構財産に関する事項

(1) 機構財産の使用

請負者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ①業務に必要なサーバ、PC、電気及び通信設備
- ②その他、機構と協議し承認された業務に必要な施設、設備等

(2) 使用制限

- ①請負者は、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- ②請負者は、あらかじめ機構と協議した上で、機構の業務に支障を来たさない範囲内において、施設内に本業務の実施に必要な設備等を持ちこむことができる。
- ③請負者は、設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに、必要な原状回復を行う。
- ④請負者は、既存の建築物及び工作物等に汚損・損傷等を与えないよう十分に注意し、損傷（機器の故障等を含む。）が生じるおそれのある場合は、養生を行う。万一損傷が生じた場合は、請負者の責任と負担において速やかに復旧するものとする。

9. 請負者が機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき措置に関する事項

(1) 請負者が機構に報告すべき事項、機構の指示により講じるべき措置

①報告等

- イ 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。
- ロ 請負者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と請負者が協議するものとする。
- ハ 請負者は、契約期間中において、ロ以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

②調査

- イ 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、請負者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立入り、本業務の実施の状況若しくは記録、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- ロ 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

③指示

機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要と認めるときは、請負者に対し、必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ①請負者は、本業務の実施に際して知り得た情報等（公知の事実等を除く）を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。
- ②請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。
- ③請負者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
 - イ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。
 - ロ 請負者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。
 - ハ 請負者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。
 - ニ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のな

い限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。

ホ 請負者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報記録された資料等（CD や DVD などの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。請負者は、機構との契約の履行のために個人情報記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。

ヘ 請負者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。

ト 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、請負者は請負者の従業員その他請負者の管理下にて業務に従事する者に対して、請負者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

チ 請負者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。

リ 請負者は、請負者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、請負者は、機構の指示に基づき請負者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、請負者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

④ 上記①から③までのほか、機構は請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置を採るべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

①請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

②権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による機構の事前の承認を得たときは、この限りではない。

③権利義務の帰属等

イ 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、請負者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

ロ 請負者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならない。

④再委託

イ 請負者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

ロ 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則として、あらかじめ提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の

方法について記載しなければならない。

ハ 請負者は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、機構の承認を受けなければならない。

ニ 請負者は、ロ又はハにより再委託を行う場合には、請負者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取することとする。

ホ 上記ロからニまでに基づき、請負者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責任に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

⑤契約内容の変更

機構及び請負者は、本業務の質の確保の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を適切に行わなければならない。

⑥契約の解除

機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払を停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。この場合、請負者は機構に対して、契約金額から消費税及び地方消費税を差し引いた金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。その場合の算定方法については、機構の定めるところによる。ただし、同額の超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

また、請負者は、機構との協議に基づき、本業務の処理が完了するまでの間、責任を持って当該処理を行わなければならない。

イ 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

ロ 暴力団員を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

ハ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。

ニ 再委託先が、暴力団若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を、警察当局から受けたとき。

ホ 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認して再委託契約を継続させているとき。

ヘ 正当な理由がなく、請負者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。

ト 請負者の責めに帰すべき事由により、納期又は納期後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと機構が認めたとき。

チ 正当な理由がなく法第 26 条第 1 項に基づく立ち入り又は検査等に協力しなかったとき。

リ 請負者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。

ヌ 9. (2) ③の個人情報の管理に違反したとき。

ル 上記イからヌのほか、その他民法所定の解除事由があるとき。

ヲ 機構は、上記イからルのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。

ワ 上記ヲにより契約を解除した場合で請負者に損害を与えたときは、機構はその損害額を補償するものとし、その補償額は機構と請負者で協議して決定するものとする。

⑦請負者の契約解除権

請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し請負者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と請負者の協議において決定するものとする。

イ 9. (3)⑤の契約内容の変更の規定する契約内容の変更が請負者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。

ロ 機構の契約違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

⑧契約解除に伴う措置

機構又は請負者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。

イ 機構は、必要と認めるときは、請負者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、業務完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。

ロ 上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を請負者に支払うものとする。

ハ 上記イによる業務完了の確認までの保全に要する費用は、請負者の負担とする。

ニ 機構が完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に請負者は原状に復さなければならない。

ホ 8. (1)の機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、請負者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。

ヘ 請負者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、請負者とで協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなければならない。

ト 契約履行部分が1か月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割り計算し精算するものとする。

⑨談合等不正行為

イ 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。

(イ) 請負者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、請負者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを

証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りではない。

(ロ) 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ハ) 請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

ロ 上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 請負者は、この契約に関して、上記イの(イ)から(ハ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

⑩損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。また、機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、機構から請負者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑪不当介入の対応

イ 暴力団員及びこれらに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

ロ 暴力団員又は暴力団関係者による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

ハ 上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告するものとする。

ニ 請負者は、請負者の下請負の相手先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

⑫不可抗力免責・危険負担

機構及び請負者の責に帰すことが出来ない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、機構が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払いを請求することができない。

⑬金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

⑭宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑮法令の遵守

請負者は、本業務を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

⑯安全衛生

請負者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

⑰記録及び帳簿類の保管

請負者は、本業務に関して作成した記録及び帳簿類を、本業務を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑱契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と請負者との間で協議して解決する。

10. 請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、請負者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意又は過失により、本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年4月27日法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11. 本業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

機構は、本業務の実施状況について、総務大臣が行う評価の時期（令和8年（2026年）6月を予定）を踏まえ、本業務開始後、各年度末時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

①業務の内容

月次報告書等により調査

②セキュリティ監視の稼働率

月次報告書等により調査

③セキュリティ上の重大障害の件数

月次報告書等により調査

④システム運用上の重大障害の件数

月次報告書等により調査

(3) 意見聴取等

機構は、必要に応じ、本業務請負者から意見の聴取を行うことができるものとする。

(4) 実施状況等の提出

機構は、令和 8 年（2026 年）3 月を目途として、本業務の実施状況等を総務大臣及び監理委員会へ提出する。なお、調査報告を総務大臣及び監理委員会に提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

12. その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の監理委員会への報告

機構は、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 機構の監督体制

①機構の検査員、監督員は以下のとおりとする。

検査員：情報セキュリティ・システム部情報システム課 課長代理

監督員：情報セキュリティ・システム部情報システム課 課長

②監督員は、本業務に関して必要がある場合は、機構を代表して請負者との協議を行うものとする。

(3) 請負者の責務

①本業務に従事する請負者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

②請負者は、法第 54 条の規定に該当する場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処される。

③請負者は法第 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

④請負者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めたときは、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(4) 著作権

①請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを機構に無償で譲渡するものとする。

②請負者は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。）を行使しないものとする。ただし、機構が承認した場合は、この限りではない。

③①及び②に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの（以下「請負者著作物」という。）が組み込まれている場合は、当該請負者著作物の著作権についてのみ、請負者に帰属する。

④提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(5) 本業務の仕様

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添 1 仕様書に示すとおりである。

(6) その他

①異常時・緊急時の措置

請負者は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急措置及び通報連絡を行う等適切な措置を講じなければならない。措置を講じた場合は、請負者は機構に速やかに報告しなければならない。

②安全確保

イ 請負者は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 請負者は、関係法令及び安全に関する機構の諸規則に従うのか、機構が安全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

ハ 請負者は、必要に応じ機構が行う安全教育訓練等に参加しなければならない。

③相殺

機構は、請負者が機構に支払うべき賠償金その他の責務がある場合は、この契約に基づき機構が請負者に支払うべき代金その他の責務とこれを相殺することができる。

以上

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)			
		平成26年度	平成27年度	平成28年度 (H28年4月～H31年3月)	平成31年度 (H31年4月～R6年3月)
請負費等	役務	11,934	10,994	27,216	46,972
	機器・回線等料	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
計		11,934	10,994	27,216	46,972
(注意事項)					
<p>民間競争入札の対象である「セキュリティ監視支援業務」の全部を請負契約により実施している。 平成26年度、平成27年度は単年度契約である。 平成28年度の契約期間は、平成28年4月1日～平成31年3月31日（36か月）の複数年度契約となる。 平成31年度の契約期間は、平成31年4月1日～令和6年3月31日（60か月）の複数年度契約となる。 平成31年度の額は契約額315,000千円のうち該当部分相当額。</p>					

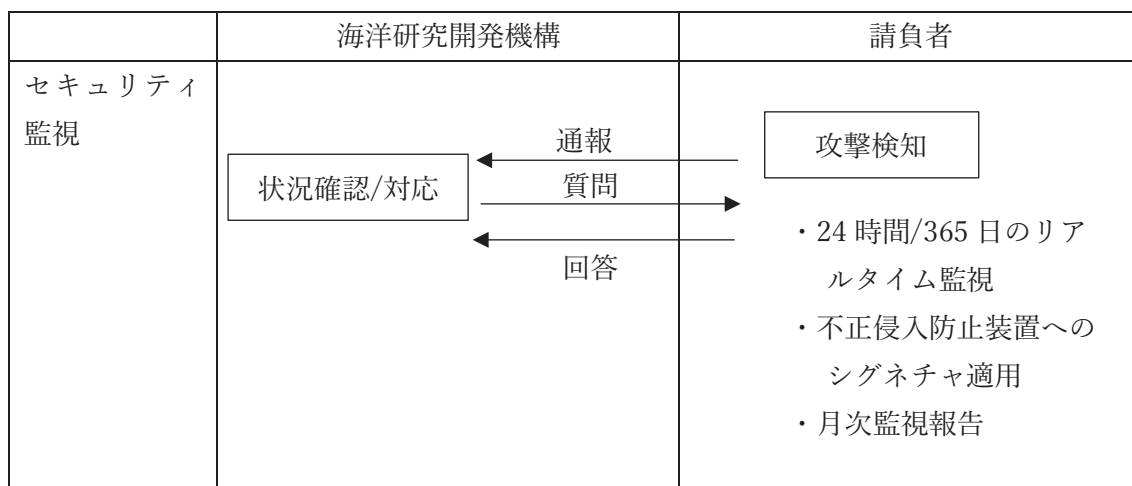
2 従来の実施に要した人員	
(業務従事者に求められる知識・経験等)	
<p>当該業務を実施する組織として下記の要件を満たす知識・経験を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託者の監視センターにて24時間365日のリアルタイムの有人による不正アクセス監視。 ・監視センターには常時セキュリティ監視、セキュリティ監査の専門の技術者を配置すること。 ・セキュリティ対策の検知及び遮断ポリシーの能動的な見直しかつ最適化作業が実施できること。 ・セキュリティ対策機器メーカーから提供されたシグネチャは受託者にて検証後に当該機器に適用すること。 ・危険度を緊急、重大、警告、情報の4段階に定義し、危険度の高緊急及び重大に分類されるイベント発生時のみ電話もしくは電子メールにて不正アクセス事象に関する状況の通知を行うこと。 	

3 従来の実施に要した施設及び設備	
機構	
【施設】	
施設名称：国立研究開発法人海洋研究開発機構	
使用場所：国立研究開発法人海洋研究開発機構 横浜研究所内	
【設備】	
セキュリティ対策機器	
請負者所有	
24時間365日稼働の監視センター（当該業務はリモートによる監視業務である）	

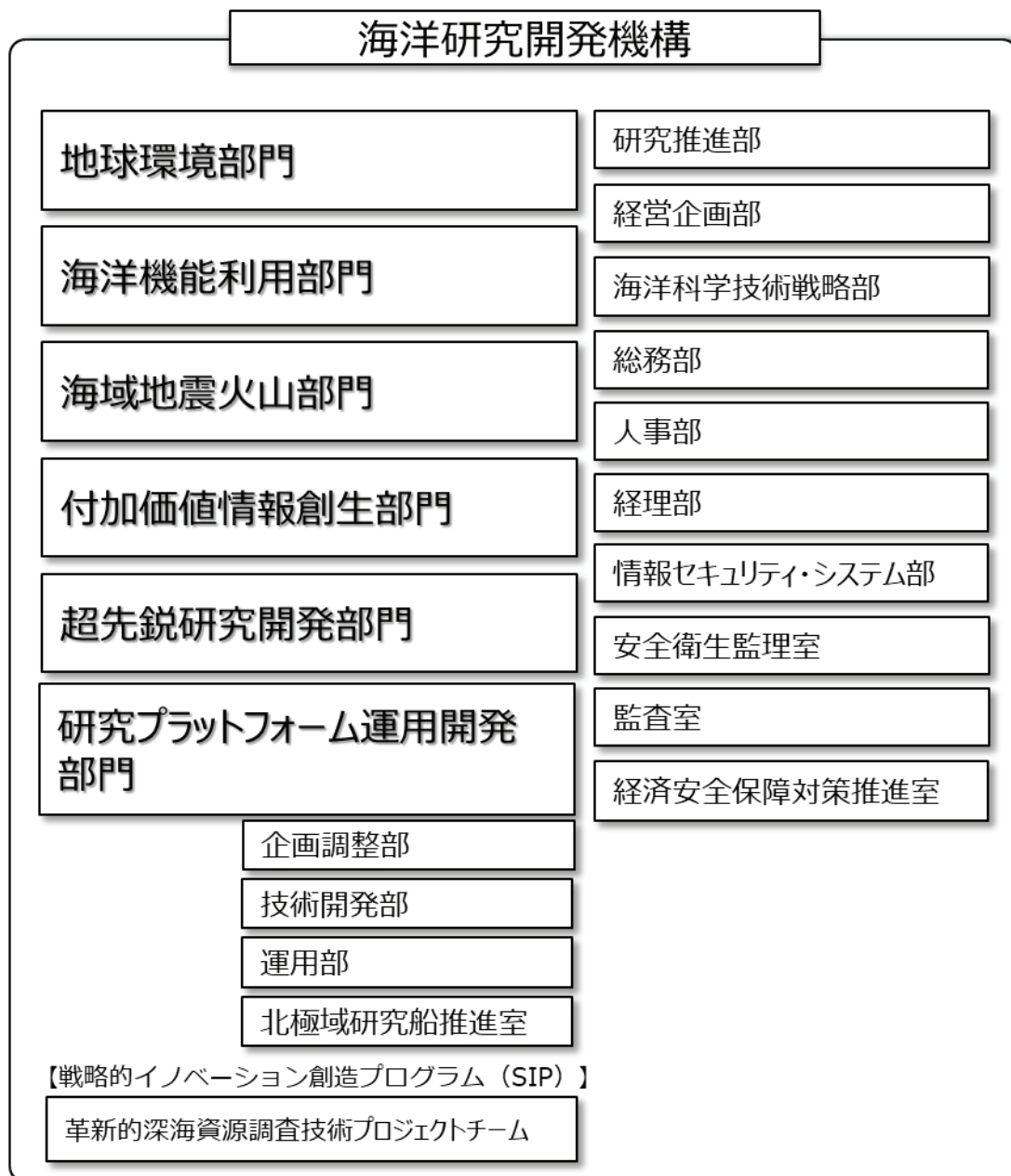
4 従来の実施における目的の達成の程度	
<p>本件は、機構の情報セキュリティを維持するため、機構で運用しているセキュリティ対策機器を用いて24時間365日のリアルタイムの有人による不正アクセス監視を行うものである。</p> <p>本業務の実施における目的の達成の程度（平成26年度～令和3年度）は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. セキュリティ上の重大障害の件数 事例は発生していない。 2. システム運用上の重大障害の件数 事例は発生していない。 	

5 従来の実施方法等	
従来の実施方法（業務フロー図等）	
別紙2 業務フロー図のとおり。	
別紙3 組織図のとおり。	
(注意事項)	

業務フロー



組織図 (2022 年 8 月 1 日現在)



国立研究開発法人海洋研究開発機構
分任契約担当役 経理部長 殿

機密保持に関する念書

当社は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）から、「セキュリティ監視支援業務」の調達手続き（以下「目的」という。）のために、関連する情報提供を受けるにあたり、下記各項目の内容を遵守し、これに違反しないことを誓約します。

記

1. (機密情報)

当社は、令和5年〇月〇日から令和5年〇月〇日までの間（以下「開示期間」という。）に、「目的」に必要かつ相当と認められる範囲において機構から開示を受ける「セキュリティ監視支援業務」の調達についての、以下に指定されたものを機密情報（以下「機密情報」という。）として認識し、善良な管理者の注意をもって管理および使用します。

(1) 上記の期間において、書面もしくは媒体による開示、または口頭により開示されたすべての情報

2. (守秘義務)

(1) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、機構の事前の書面による承諾なく、「目的」のために開示が必要とされる特定の担当者および作業従事者以外のいかなる第三者にも開示または漏洩しないものとします。

(2) 当社は、「機密情報」が開示された前項の特定の担当者および作業従事者が、守秘義務を履行するよう適切な措置をとるものとします。

(3) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、「目的」以外に使用しないものとします。

(4) 当社は、機構から開示された「機密情報」を、当社が「目的」のために複製した場合、その複製物についても、「機密情報」と同様の義務を負うものとします。また、機密情報に接した個人の記憶に保持される残留情報についても「機密情報」と同様の義務を負うものとします。

3. (義務の免除)

上記1.～2.に定める当社の義務は、以下のいずれかに該当する情報に対しては、適応されないものとします。

(1) 開示期間の始期において既に公知であったもの、または開示期間開始後に当社の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

(2) 開示期間の始期において法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から合法的に取得し既に所有しているもの、または開示期間開始後に法律上正当な権原もしくは権限を有する第三者から守秘義務を負わずに合法的に取得するもの

4. (情報の返還)

当社は、機構と「目的」の終了を確認したときもしくは機構から返還の指示があったときには、機構から開示されたすべての「機密情報」（複製物を含む）を直ちに機構に返還するとともに、目的遂行上、当社が一時保存等行うにあたり作成した複製物（写真媒体、電子データ媒体、書類問わず一切の有体物一切）は、機構の指示に従って廃棄するものとします。

5. (守秘義務の適用対象と存続期間)

本念書は、開示期間に開示された「機密情報」に対して適用されるものとし、守秘義務の有効期間は開示期間の始期から始まり開示期間終了の翌日から5年経過した時点までを終了するものとします。

6. (損害賠償)

当社は、本念書に違反したことにより機構に損害を与えた場合、当該損害を賠償します。

以上

令和 年 月 日

所在地：

法人名又は商号：

代表者氏名：

Ⓜ

仕 様 書 (案)

1. 件名

セキュリティ監視支援業務

2. 目的

本案件は、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）で運用しているセキュリティ対策機器のセキュリティ監視支援業務について定めたものである。

3. 監視機器設置場所

国立研究開発法人海洋研究開発機構

横浜研究所（神奈川県横浜市金沢区昭和町 3173-25）

4. 履行期間

2024 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで（36 か月）

5. 仕様

セキュリティ監視について、履行期間中以下の業務を行うこと。機構担当者との対応は全て日本語で行うこと。

- (1) 別紙1「セキュリティ監視機器」の機器を用いて、24 時間 365 日受注者の監視センターにてリアルタイムの有人による不正アクセス監視を行うこと。不正アクセス監視のために管理サーバを機構内に設置する必要がある場合には、事前に機構担当者に設置機器の内容を連絡し、設置の可否を確認すること。設置する機器は、受注者の責任において機器を設置、運用及び保守を行うこと。（機構は受注者が設置した機器については関与しない）。監視センターとセキュリティ対策機器は、基本的に秘匿化された通信回線での接続とする。
- (2) 監視センターには常時セキュリティ監視、セキュリティ監査の専門の技術者を配置し、本業務を実施すること。
- (3) 監視技術者は情報セキュリティ監視に関する十分な専門知識を有し、機構と同規模程度の組織におけるセキュリティ監視支援業務の経験を持つこと。
- (4) セキュリティ対策の検知及び遮断ポリシーは、受注者にて能動的に見直し機構のセキュリティポリシー、ネットワーク環境に対する最適化作業を行うこと。
- (5) 機構担当者より検知及び遮断ポリシーの変更の要請があった際には、受注者にて 24 時間 365 日対応すること。
- (6) セキュリティ対策機器メーカーよりシグネチャが提供された場合、受注者にて検証後に機構のセキュリティ対策機器に適用すること。
- (7) セキュリティ対策機器のメンテナンスは事前に機構担当者に作業スケジュール、作

- 業概要を通知した上で実施すること。サービスの停止は必要最低限とすること。
- (8) 監視対象ネットワークは、別紙2「不正侵入防止装置(IPS)監視対象」を参考にする
こと。また、機構内ネットワークの構成に変更が生じた場合には、その変更内容に
応じること。
 - (9) 検知したイベントについて、検知精度を向上させるため、検知結果に対して補正を
行うこと。また、誤検知の判断やより詳細な対策方法を提示すべく、下記の例に示
すような多角的かつ総合的な分析を行うこと。
 - ① Web サイトの CGI 等に対する攻撃について、送られたバイトコードを採取
し、対象となった Web サーバに対して試験を行い、効果を確認する。
 - ② サーバや PC に対する攻撃について、送られたバイナリコードとサーバ、PC
で動作する OS、アプリケーション情報を採取し、効果を確認する。
 - (10) 検知したイベントについて危険度が高いと認められる場合には、電話もしくは電子
メールにて不正アクセス事象に関する状況の通知を行うこと。危険度は対象システ
ムへの影響度（不正アクセスにより対象システムが侵害されたか否か）で分類し通
知すること。検知したイベントを機械的に通知しないこと。危険度の定義について
は別紙3「危険度の定義例」を参考にする。
 - (11) 不正アクセスの内容について、24 時間 365 日機構担当者からの技術的な質問に対
して回答すること。また、不正アクセス内容を詳細に説明できる技術者が 24 時間
体制で常駐していること。
 - (12) 検知したイベントについて、月毎に月次監視報告書を作成すること。月次監視報告
書には以下の内容を含むこと。月次監視報告書の提出方法については、項目「7. 提
出書類」を参照すること。
 - ① 危険度毎に分類された攻撃イベントの検出状況
 - ② セキュリティ対策機器の稼働状況
 - ③ セキュリティ対策機器の作業内容
 - ④ セキュリティ対策機器の障害状況
 - (13) 月次監視報告書の作成及び記載内容に関する問合せ対応を行うこと。
 - (14) 監視及び解析中に、本システムに明らかに悪影響を及ぼすログ、もしくは悪影響を
及ぼす可能性が高いログを検出した場合は、発見時点から 15 分程度以内に電話等
により機構担当者に連絡するとともに、必要に応じて対処方法について助言するこ
と。なお、不正アクセス遮断機能で対処可能な場合は、機構担当者との相談の上、必
要な設定変更等を実施すること。
 - (15) 危険度が緊急、重大に該当する事象を検出した場合には、24 時間体制で電話、電
子メール等複数の手段で機構担当者に連絡すること。また 24 時間有人による機構
の問合せを受付・回答するサポート窓口を提供すること。

6. 情報セキュリティに関する要件

受注者は本契約を実施するにあたり、別紙 4 に定める事項を厳守するとともに、情報漏えい等のセキュリティインシデントが発生しないよう努めること。

7. 免責

本業務は機構から提供するセキュリティ監視機器（別紙 1）を対象に監視を行うものであり、セキュリティ監視機器の機能が及ばないところで発生したインシデントについては、受託者の責任範囲外とする。

8. 提出書類

(1) 実施体制図（連絡先情報含む） 電子媒体
（契約締結後、1 週間以内に提出すること。）

(2) 月次監視報告書 電子媒体
（対象月の翌月初旬までに、電子メールもしくはセキュアに設計された Web ポータルサイト経由で提出すること。）

9. その他

- (1) 本件を従前の業者より引き継ぐ場合には、監視の開始前に、既存の監視業務の内容（シグネチャの内容、監視ポリシー、危険度の判断基準等）を調査し、同等以上の監視業務を行えるよう準備すること。監視業務の移行に必要なサービス停止時間は必要最低限にとどめること。
- (2) 監視業務の初期設定作業として、機構ネットワークの既存機器の設定変更等が必要な場合には、変更内容を機構担当者が承諾した上で受注者にて設定変更を行うこと。
- (3) 上記の初期設定作業以外で、監視業務を行うにあたり機構ネットワークの既存機器に設定変更等が必要となった場合には、その内容について機構担当者に承諾を得ること。既存機器の設定変更は機構にて行う。
- (4) 構内ネットワークの停止等利用者に重大な影響を与える恐れのある措置を行う時は、出来る限り早い時期に機構担当者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本業務を実施するにあたり、セキュリティ上問題となる事項が発生した場合及び発生する可能性がある場合には、機構担当者に随時連絡し打ち合わせの上対応すること。
- (6) 本件について疑義が生じた場合、機構担当者と協議しその指示に従うこと。

10. 作成者及び監督員

作成者

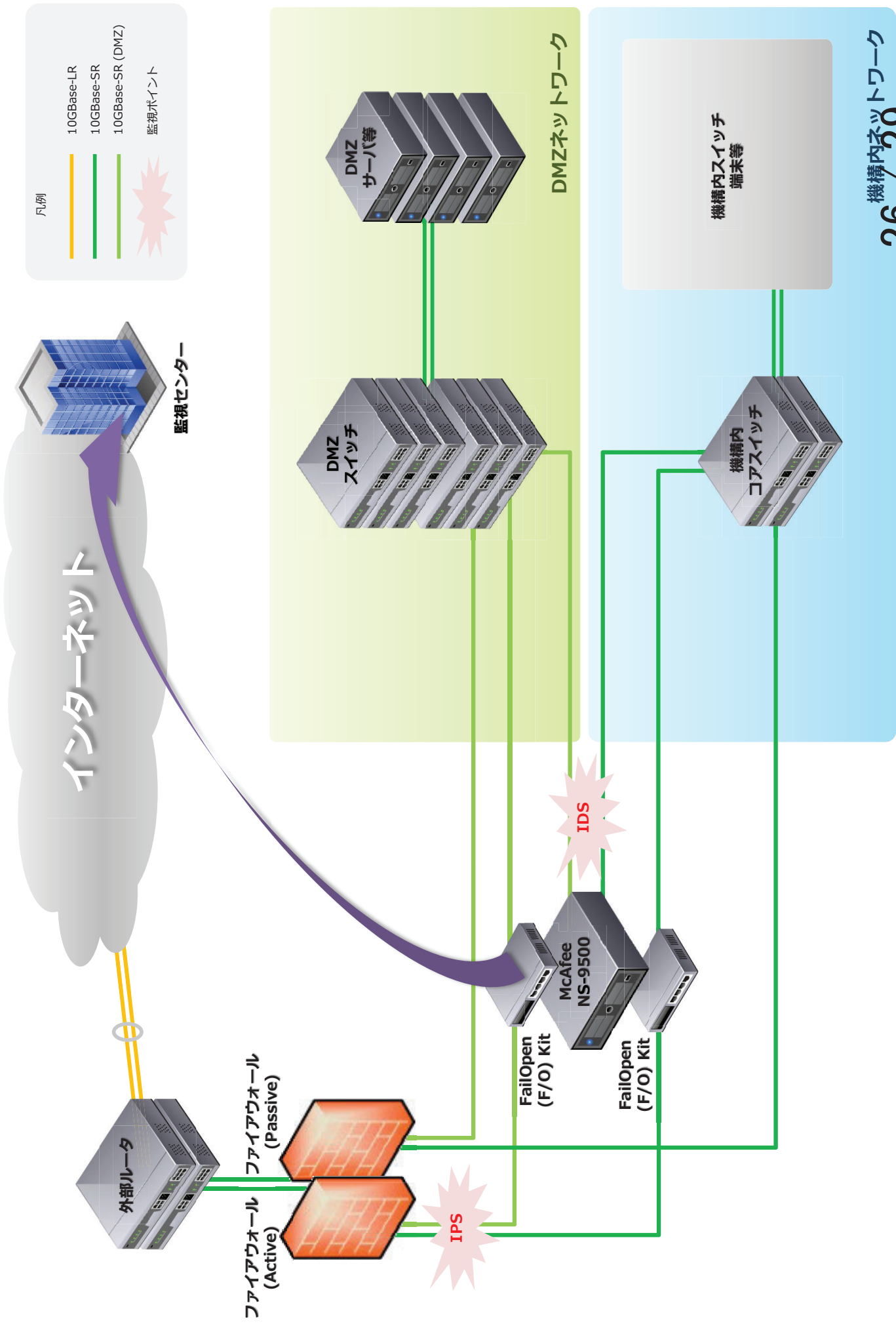
情報セキュリティ・システム部 情報システム課 ○○○○

監督員

情報セキュリティ・システム部 情報システム課 ○○○○

セキュリティ監視機器

品名	数量	設置場所	監視対象
当機構のセキュリティに関連する情報のため非公開	1	横浜研究所 神奈川県横浜市金沢区昭和町 3173-25	DMZ ネットワーク (10Gbps) 機構内ネットワーク (10Gbps)



危険度の定義例

危険度	判断指標
緊急 (Emergency)	緊急と判断したセキュリティイベント 明らかに攻撃が成功した場合や WEB ページの改ざん、システムによる情報漏えい等
重要 (Critical)	重要なセキュリティイベント 攻撃が成功した可能性が高い、あるいは攻撃の成否が不明だが影響を受ける可能性が著しく高いもの等
警告 (Warning)	経過観察が必要と判断したイベント 実害を狙った攻撃だが、失敗と確認ができるもの、あるいは影響を受ける可能性が無いもの等
情報 (Informational)	攻撃ではないと判断したイベント ポートスキャンなどの実害が発生しない行為等

情報セキュリティに関する要件

本契約を実施するにあたり、受注者は次の事項を遵守するとともに、情報漏えい等のセキュリティインシデントが発生しないよう努めること。

1. 情報セキュリティ要件

(1) 管理体制

- 1) 受注者は、機構が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていることを示すため、プロジェクト開始前に当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。
- 2) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、機構が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受注者は情報セキュリティ監査を受け入れること。
- 3) 役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。再委託先には再々委託等多段階の委託も含む。
- 4) 管理体制について、自社の資本関係・役員等の情報、委託を受ける業務の実施場所、本調達の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を機構担当者に提出し、管理体制の承認を得ること。
- 5) 情報セキュリティ監査により、情報セキュリティ対策の履行が不十分と認められる場合には、機構担当者との改善について協議を行い、合意した改善策を実施すること。

(2) 情報の取り扱い

- 1) 受注者は、「情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001）」の認証を取得していること。
- 2) 機構担当者から提供された情報は、本調達の目的以外に使用しないこと。
- 3) 情報の受け渡し方法や情報の取り扱いについて機構担当者との合意した定められた手順（メール等で送付する場合の暗号化やファイルの保存時の暗号化等）で情報を取り扱うこと。
- 4) 機構担当者より受領した情報は、機構担当者からの依頼に応じ、その情報に対して合意した定められた手順で履行されていることを報告すること。
- 5) 本調達の契約終了時に機構担当者より受領した情報については、完全に返却又は抹消すること。情報の返却又は抹消後、返却又は抹消したことを証明する報告書を提出すること。抹消とはデータ消去ソフトウェアによるファイルの抹消や媒体の物理的破壊のことを言う。

(3) 作業用端末

- 1) 予め本調達に使用する作業用端末を特定し、作業用端末にウイルス対策ソフトを導入すること。作業実施時には、ウイルス対策ソフトウェアのバージョンやシグネチャが最新であること。
- 2) 作業用端末は、ハードディスク等の暗号化対策を実施すること。
- 3) 作業用端末は、第三者による不正操作及び表示用デバイスの盗み見を防止するために、スクリーンロック等を設定すること。

- 4) 作業用端末では、機構担当者より使用が認められたソフトウェア以外は使用しないこと。また、使用していないことを定期的に確認すること。
 - 5) 機構が提供した情報が不要になった場合は、機構担当者の指示に従い、これを確実に返却又は抹消すること。
 - 6) 作業用端末の使用を終了する際には、接続端末内に機構の情報システムの情報が保存されていないことを確認し、機構担当者に報告すること。
- (4) その他
- 1) セキュリティ監視の年間の稼働率は 99%以上を目安とすること。この稼働率を下回ることが予想される場合は、可用性を維持するための方策について、機構担当者と協議し対策すること
 - 2) 機構の情報セキュリティの維持に必要な事項について、機構担当者から指示を受けた場合には速やかに対応し、機構の情報セキュリティの維持に協力すること。
 - 3) 本調達に関わる情報セキュリティインシデントが発生した場合の対処方法について、プロジェクト開始前に機構担当者と合意しておくこと。
 - 4) 機構担当者より受領した情報について、情報セキュリティインシデントの発生や情報の目的外利用が認められた場合には、直ちに本調達の業務を中止し、機構担当者に報告し、指示に従うこと。

2. 監査

機構は、項目「1. 情報セキュリティ要件」について受注者が適切に遵守していることを監査する権利を有する。また、機構は、その監査のために受注者に対して質問を行い、セキュリティ要件を満たすことを証明する資料の提供を求める場合があり、受注者は回答及び提供の義務を有する。